

中国税務速報

2025年4月17日

一、「財税「2025」10号」オフショア貿易に係る印紙税優遇政策の継続実施に関する財政部、国家税務総局の通知

3月27日、国家税務総局は「オフショア貿易に係る印紙税優遇政策の継続実施に関する通知」（以下、「通知」という）を財政部の公式サイトに掲載した。当通知は2025年4月1日から2027年12月31日までを有効期間とする。

当通知により、中国（上海）自由貿易試験区及び臨港新区、中国（江蘇）自由貿易試験区蘇州地区、中国（浙江）自由貿易試験区、中国（福建）自由貿易試験区厦門地区、中国（山東）自由貿易試験区青島地区、中国（広東）自由貿易試験区及び海南自由貿易港に登録された企業がオフショア転売取引の契約書を締結の際、印紙税を免除できることが明記されている。オフショア転売取引とは、居住者企業が非居住者企業から商品を購入し、その商品を別の非居住者企業に転売する取引をいい、転売対象となる商品は実際には中国の税関領域に出入していない場合をいう。

出典：掲載元名「オフショア貿易に係る印紙税優遇政策の継続実施に関する通知」

https://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202503/t20250327_3960804.htm

二、「国家税務総局の公告 2025年第9号」「海外旅行者の中国出国時の税還付のための「払い戻し」サービスの宣伝に関する国家税務総局の公告

海外旅行者の中国出国に伴う税還付の利便性をさらに高め、消費体験を最適化するため、2025年4月4日、税務総局は海外旅行者の中国出国時に伴う税還付のための「払い戻し」サービス（以下、出国税還付「払い戻し」という）の宣伝を全面的に実施することを決定した。出国税還付「払い戻し」サービスを実施している免税店、またはそのサービスを提供する意思のある店は、現地の出国税還付代行業者と前払い等の事項について合意し、「払い戻し」店になることができる。

出国還付金「払い戻し」とは、出国還付金政策が実施されている地域において、海外旅行者が「払い戻し」店で税還付の対象商品を購入する場合、契約書（一定の要件を遵守しない場合、その観光客の持つクレジットカードから払い戻した税金を国は回収することができる）に署名し、海外旅行者はクレジットカードの事前承認を受けた後、店で還付金相当額の人民元（以下、「前払金」という）を申請し受領することができる。海外旅行者が出国時に税関の許可を受け、契約書で同意した約束の期間内に指定港から出国し、出国税還付政策のルールを遵守する場合、税務機関は海外旅行者のクレジットカードから前払金を回収しない。ただし上記の要件を遵守しない場合、海外旅行者のクレジットカードから還付した前払金を回収することになる。

出典：掲載元名「海外旅行者の中国出国時に伴う税還付のための「払い戻し」サービスの宣伝に関する国家税務総局の公告」

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5239603/content.html>

三.「証券取引監督委員会の公告「2025」2号」 上場会社に係る監視ガイドライン第11号―「上場会社の破産及び再編事項」

3月14日、証券取引等監視委員会により、公布・実行された「上場会社に係る監視ガイドライン第11号―上場会社の破産及び再編事項」（以下、「ガイドライン」という）は、最高裁判所と証券取引等監視委員会によって共同で公表された「上場会社の破産・再編事業を切実に審査する座談会に関する会議録」の補足文書である。

- 1、当ガイドラインにより、証券取引等監視委員会が上場会社の倒産・再編における証券市場に係る事項に対して、監督・管理を行うこと、また、証券取引所が上場会社の倒産・再編における情報開示について、自主規制管理を行うことが明記されている。そして、上場会社に対して、上場廃止のリスク、資金占用・違法保証、情報開示、標準化された運営に重大な欠陥の有無などを自社調査し、開示することが義務付けられている。
- 2、当ガイドラインにおいて、再編計画における資本調整の要件をさらに明確化し、資本剰余金の転換比率は10株につき15株を超えてはならないと定められた。

出典：掲載元名「上場会社に係る監視ガイドライン第11号―「上場会社の破産及び再編事項に関する証券取引等監視委員会の公告」

<http://www.csrc.gov.cn/csrc/c100028/c7544550/content.shtml>